

湖南省国土強靱化地域計画

令和7年3月

<目次>

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 本市の地域特性

- 1 地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 市内および県内周辺の被害を及ぼす活断層・・・・・・・・ 4
- 3 近畿圏、中部圏の結節点に位置する交通の要衝・・・・ 5
- 4 製造業を中心とする内陸工業都市・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 脆弱性評価

- 1 評価の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定・・・・・・・・ 8
- 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価・・・・ 10

第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

- 1 推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 推進方針に基づく事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第5章 計画の推進と不断の見直し

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

- 別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果 23
- 別紙2 施策項目別事業一覧 43

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」といいます。）」が平成25年12月に公布・施行されました。

基本法第10条においては、今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に強い国土および地域を作るため、「国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画」を他の国土強靱化にかかる国の計画等の指針となるべきものとして定めており、平成26年6月に国において、国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」といいます。）が策定されました。その後も台風や豪雨等の被害が頻発化、激甚化しており、こうした状況や教訓を踏まえて平成30年12月と令和5年7月に国基本計画の見直しが行われました。

また、基本法第13条において「都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画」を定めることができるとされています。

滋賀県内での大きな地震は、文治元年（1185年）の琵琶湖中および北西畔の地震や正中2年（1325年）の近江北部、寛文2年（1662年）の琵琶湖西岸、明治42年（1909年）の姉川地震は、震源が滋賀県内であったとされ、甚大な被害を受けました。幸い湖南市においては、地震における大きな被害は発生をしていません。

また、風水害については、台風を原因とするものが最も多く、滋賀県に影響を及ぼしたものは、昭和期以降では、昭和9年（1934年）の室戸台風や昭和28年（1953年）の多羅尾地方の局地的な豪雨、昭和34年（1959年）伊勢湾台風では、多数の死者や住宅の全壊、床上・床下浸水が発生しました。

本市では、梅雨前線に伴う大雨や台風等による土砂災害の被害を受けてきました。宝暦6年（1756年）の妙感寺流れや昭和28年（1953年）の台風13号による岩根小学校北側の谷で発生した土石流による大規模な被害がありました。近年では、平成25年（2013年）台風18号、平成29年（2017年）台風21号による床上・床下浸水や生活道路の崩落の被害が発生しています。

こうした過去の災害の教訓を生かし、いつ起こるかわからない大規模な自然災害に対して、被害を最小限に抑えるなどの対策を平時から行うことが必要です。

本市においては、「琵琶湖西岸断層帯」などの活断層による地震、「南海トラフ地震」等をはじめとした地震災害や、強力な台風や局地的な大雨、集中豪雨等の風水害への対応が大きな課題となっています。

また、人口減少や少子高齢化の進行等により将来的に財政状況が厳しくなることが懸念され、今後老朽化した公共施設等の更新・維持等が難しくなることも課題となっています。

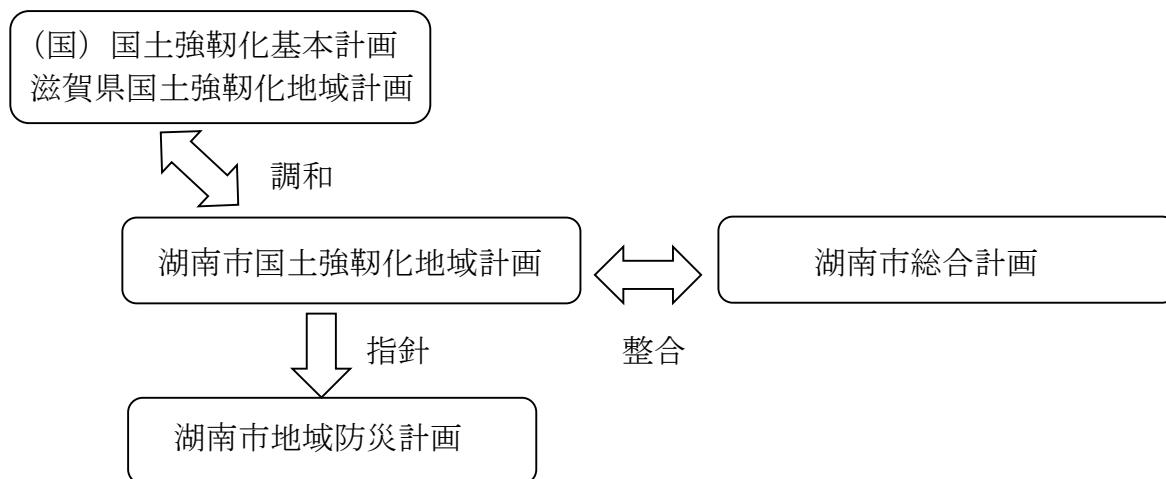
本市では、総合的な行政の指針となる「湖南市総合計画」においても、こうした災害などへの不安を取り除き、安全・安心なまちづくりの実現に向けて、解決すべき課題を整理しています。

こうしたことから、災害に強いまちづくりを推進するため「湖南市国土強靱化地域計画（以下「湖南市地域計画」といいます。）」を策定します。

2 基本的な考え方

(1) 湖南省国土強靱化地域計画の位置付け

地域計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画であり、国の基本計画、滋賀県国土強靱化地域計画との調和を図り、また、本市の市政の基本方針である湖南省総合計画とも整合を図り、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けます。



(2) 湖南省地域計画の対象とするリスク

湖南省地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される「大規模地震および風水害」の大規模災害とし、このリスクによる「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

(3) 基本目標

湖南省地域計画における基本目標として、次のとおり定めます。

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(4) 事前に備えるべき目標

大規模地震および風水害の発生を想定して、基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- ① 発生したときでも人命の保護が最大限図られること。
- ② 発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む。）。

- ③ 発生直後から必要不可欠な行政機能を確保すること。
- ④ 発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保すること。
- ⑤ 発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせないこと。
- ⑥ 発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと。
- ⑧ 発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること。

(5) 計画期間

湖南省地域計画の期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とします。その後は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに計画の見直しを行います。

第2章 本市の地域特性

1 地勢

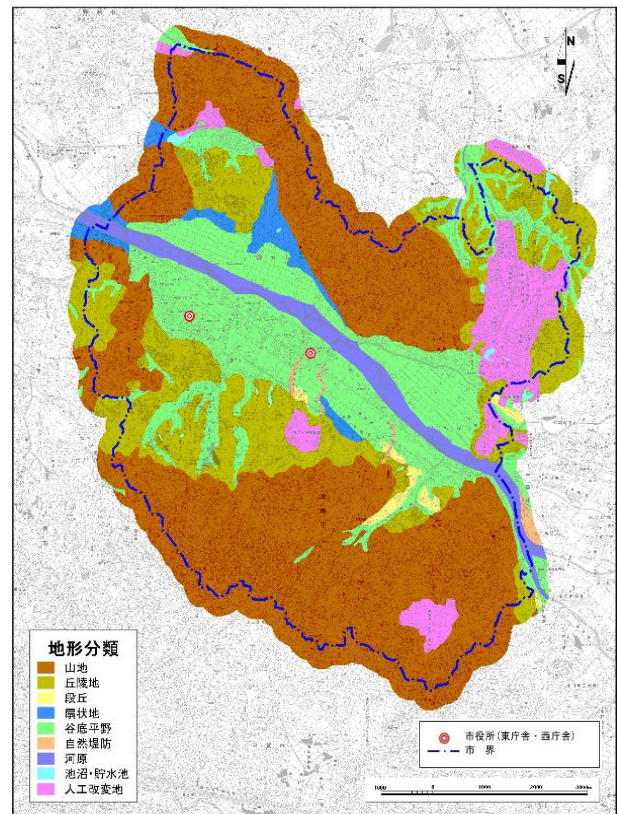
(1) 地形

本市は滋賀県南部に位置し、北は竜王町、北西は野洲市、西は栗東市、南東は甲賀市と接しています。

大阪、名古屋から100km圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流拠点にあります。南端に阿星山系を、北端に岩根山系を望み、これらの丘陵地に囲まれ、中央を東西に野洲川が流れています。野洲川付近一帯に平野が開け、水と緑に囲まれた自然環境に恵まれた地域です。

総面積は70.40 km²で、地形は平地、丘陵、山林に分かれ、山林が土地全体の51.9%を占めています。

また、河床が周辺の土地より高くなっている「天井川」が複数あります。



【地形分類図】

出典：国土交通省土地分類基本調査
1/50,000 図

(2) 地質

地質についてみると、大きく古生代の地層、中生代の花崗岩類、新生代第三紀末から第四紀にかけて古琵琶湖層群、河岸段丘、沖積層があります。

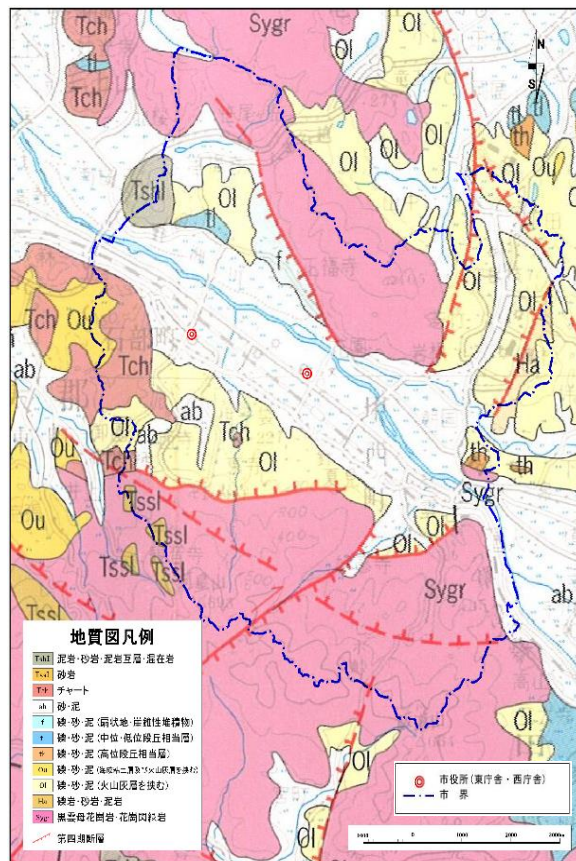
古生代の地層は、石部緑台の山地に分布しています。花崗岩類は、市南部の山地及び岩根から北西方向の山地に広く分布しており、市の代表的な地質となっています。花崗岩地帯を水源とする落合川、大砂川、高田砂川、大谷川、由良谷川は多量の土砂を下流に押し出し、天井川を形成しています。

古琵琶湖層は、粘土、砂、礫等から成り、三雲から柑子袋の山麓部、下田から湖南工業団地一帯、菩提寺の丘陵地一帯に広く見られ、JR 草津線三雲駅の南側、朝国の東側にも分布しています。また、湖南工業団地東側の山際には、新生代第3紀に分類される礫岩、砂岩、泥岩からなる地層も見られます。

沖積層は、野洲川の左右両岸に広がっており、約1万年前から現在にかけて野洲川の氾濫によってもたらされた砂、泥の堆積物で形成されています。野洲川の左右両岸に広く分布するとともに、荒川、祖父川、大山川付近に分布しています。また、菩提寺や正福寺の山際には、礫や砂、泥で形成された新生代の段丘や扇状地の堆積物層が確認できます。

【地 質 図】
出典：近畿地方土木地質図1
(近畿地方土木地質図編纂委員会
平成15年3月)

湖南省の平野部において最も優勢な地層は、市の中心部を分断するように流れる野洲川周辺に代表される、地質学上最も新しい沖積層です。河川の堆積作用によって形成された地層です。

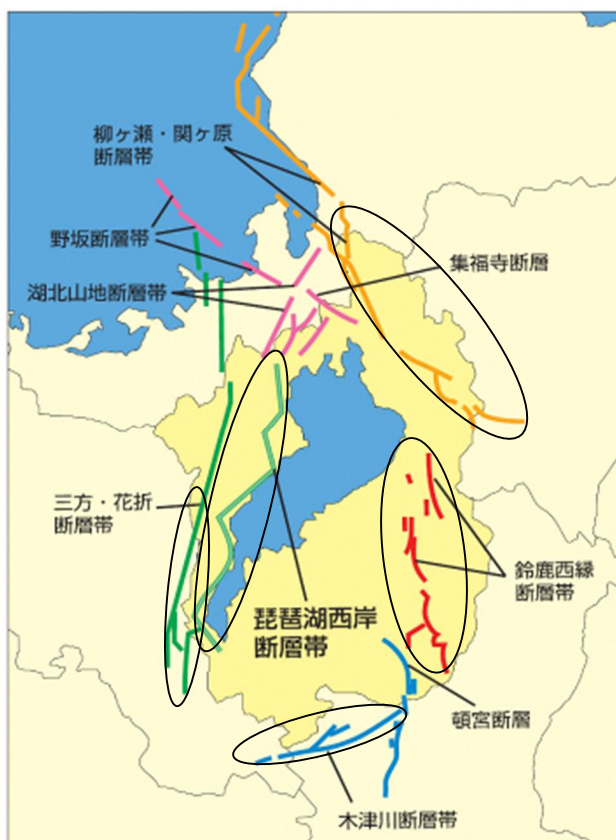


【地 質 図】

出典：近畿地方土木地質図 1

(近畿地方土木地質図編纂委員会
平成15年3月)

2 市内および県内周辺の被害を及ぼす活断層等

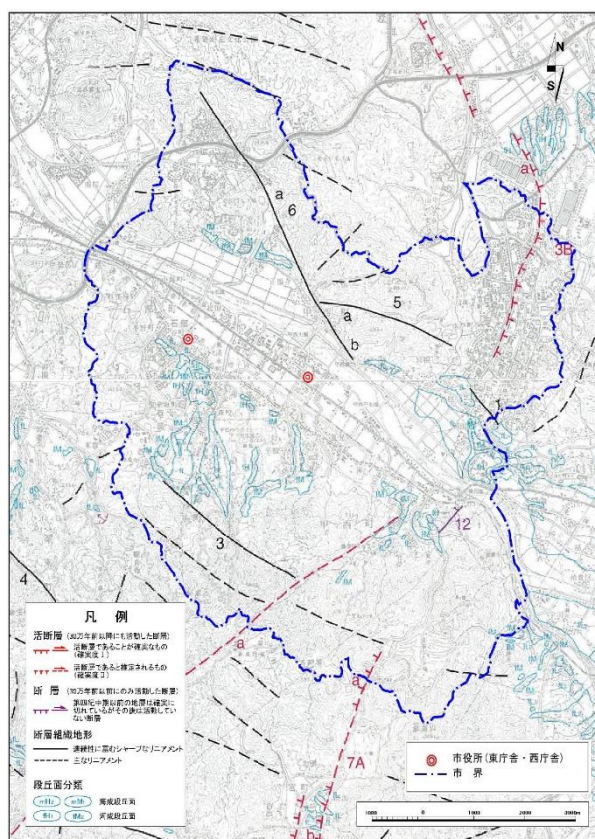


活断層は、地震の被害だけではなく、急峻な山地地形の成因ともなっており、その周辺地域では、地滑りや斜面崩落などの危険性が高くなっています。

また、近い将来その発生が危惧されている南海トラフ地震においては、県内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

滋賀県は、若狭湾を頂点とし、伊勢湾、淡路島を結ぶ「近畿トライアングル」と呼ばれる三角形の北の頂点付近に位置し、多数の活断層が分布しています。

中でも、琵琶湖西岸断層帯の活動による地震では、平成 26 年（2014 年）滋賀県地震被害想定によると、県域の被害は最大で死者は 2,200 人（市 10 人）、負傷者 21,000 人（市 260 人）、建物全壊が 39,000 棟（市 180 棟）となる想定をしています。



【湖南市周辺のその他活断層】

出典：「近畿の活断層」

（東京大学出版会 平成 12 年 3 月）

3 近畿圏、中部圏の結節点に位置する交通の要衝

本市は、古くは近江と伊勢を結ぶ伊勢参宮街道として栄え、江戸時代には東海道五十三次の 51 番目の石部宿が置かれ、街道を中心とした産業や文化が栄えました。

名神高速道路の開通に伴い、栗東インターチェンジなどに近接する有利な立地条件を利用して県内最大の湖南工業団地が造成されました。

また、国道 1 号が東西に横断しており、名神高速道路の栗東湖南インターチェンジの設置に伴い利便性が格段に改善しています。

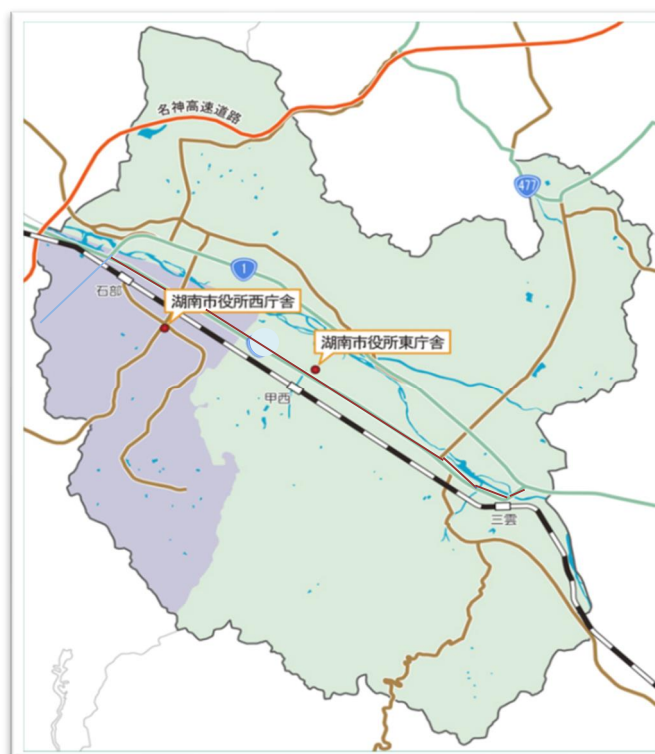
さらに JR 草津線も地域を東西に横断しており、鉄道に関しては石部駅、甲西駅、三雲駅の 3 駅が設置されています。これらの交通基盤を利用して京阪神都市圏への通勤通学に利便性が高く、ベッドタウンとしての住宅地開発が進んでいます。

このように江戸時代以前の昔から現在に至るまで、近畿圏、中部圏の結節点に位置し、常に交通の要衝として発展をしてきました。

こうした広域道路網・鉄道網等が寸断されれば、市民の生活に大きな影響を与えることはもちろん、本市のみならず国全体の経済活動等の停滞を招くことにもなります。



滋賀県内の鉄道路線網



市内の鉄道路線網

4 製造業を中心とする内陸工業都市

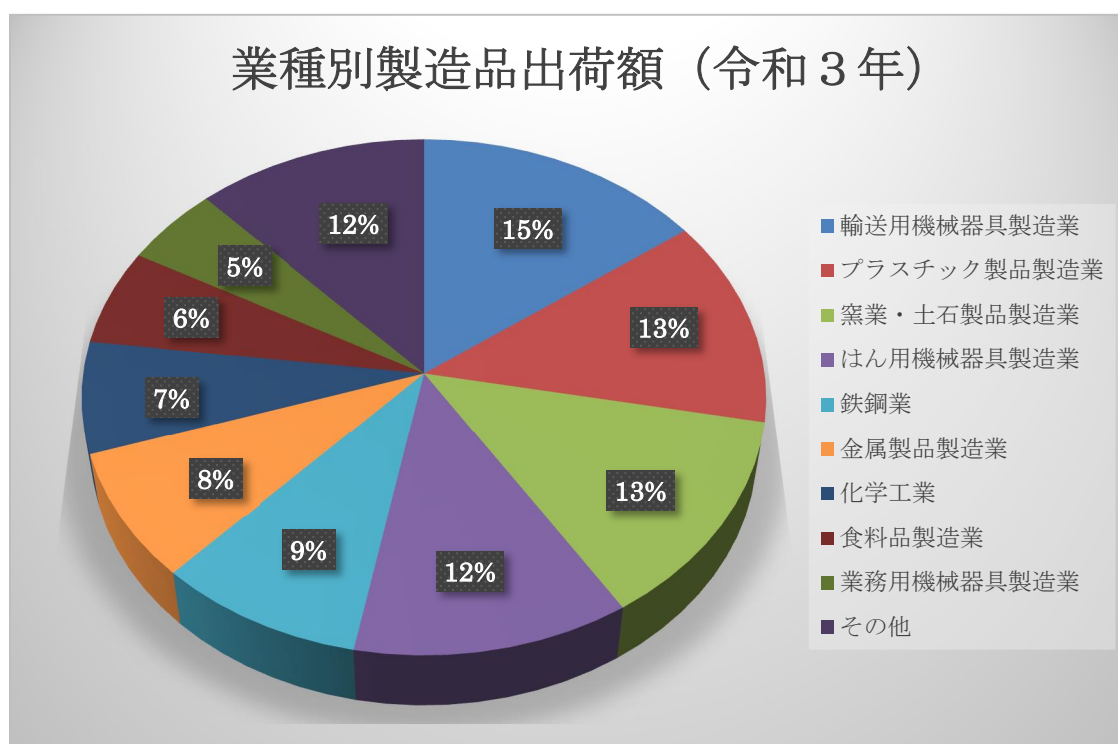
県内には、高度な先端技術を有し、グローバル市場で活躍する様々な分野の企業の主な事業所や研究所が多数所在しています。

令和2年度（2020年度）の滋賀県民経済計算によると、県内総生産に占める第2次産業の割合は49.6%（うち、製造業は44.4%）で、全国でも高い水準の内陸工業県として発展しています。

本市においては、交通の要衝という地の利を生かし、国道1号線や8号線その他、全国初の高速道路である名神高速道路や開発が進む新名神高速道路などの広域交通基盤を背景に、多くの企業が進出しています。

令和3年（2021年）における湖南市の製造品出荷額は5,237.6億円で、業種別にみると、輸送用機械器具製造業が810.9億円（製造業全体の15.5%）と最も多く、次いでプラスチック製品製造業（686.6億円、13.1%）、窯業・土石製品製造業（661.8億円、12.6%）、はん用機械器具製造業（617.2億円、11.8%）、鉄鋼業（478.8億円、9.1%）となっており、この上位5業種で全体の6割以上を占めています。

日本の産業を支える本市の工場等が大規模災害により被災した場合、経済活動に大きな影響を与えることが懸念されます。



※令和3年（2021年）工業統計 地域別統計表
-市区町村別産業中分類別統計表- 抜粋

第3章 脆弱性評価

1 評価の方法等

次の方法により、脆弱性評価を行います。

- ① 市民生活・経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震および風水害」を設定
- ② 4つの基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば市に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- ③ 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強靱化に関する個別施策分野および横断的施策分野を総合的に評価

〔個別施策分野〕

- ①行政機能／消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤産業、⑥交通・物流、⑦農林水産、⑧国土保全・土地利用、⑨環境

〔横断的施策分野〕

- ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	(1)	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		(2)	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		(3)	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		(4)	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		(5)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		(1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(2)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	(3)	自衛隊、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		(4)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		(5)	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺
		(6)	被災地における感染症等の大規模発生
		(7)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	(1)	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
		(2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		(2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		(3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	(1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		(2)	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		(3)	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		(4)	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		(5)	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		(6)	食料等の安定供給の停止
		(7)	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる	(1)	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		(2)	水道の長期間にわたる供給停止
		(3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

		(4)	地域交通網などの交通インフラの長期間にわたる機能停止
		(5)	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	(1)	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		(2)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損傷等に伴う陥没による交通麻痺
		(3)	ため池、防災インフラ、河川管理施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		(4)	有害物質・油・放射性物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃
		(5)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	(1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		(2)	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		(3)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		(4)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		(5)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		(6)	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市経済等への甚大な影響

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。

また、課題の分析、整理に当たっては、必要に応じ、他の主体（関係府省庁、地方公共団体、民間事業者、NPO等）との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

脆弱性の評価結果は、別紙1「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果のとおりです。

第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 推進方針

別紙1「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果に基づき、国土強靱化を推進するため、次のとおり個別・横断的施策分野別推進方針を示します。

なお、限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要があります。

湖南省地域計画では、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に幅広く対応できる施策について、次のとおりの施策のうち☆印の施策を重点として選定しました。

個別・横断的施策分野別推進方針

個別施策分野

【行政機能／消防等】

《行政機能》

(危機管理担当による研修・講座等の活用促進)

- 市域全体の危機対応力向上を図るため、市民一人ひとりが災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要であることから、危機管理担当による研修・講座等を通して普及・啓発に取り組みます。また、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等、東日本大震災における経験から、減災・防災を意識させないまま減災・防災に誘う「生活防災」を浸透させていく取組なども、研修を通して促進します。
- 防災へのさらなる意識・知識の高揚を図るため、危機管理担当において、住民や区・自治会、地域まちづくり協議会、NPO、災害ボランティア等様々な主体同士が、危機事案や地元での活動報告などの情報交換や交流する場を提供します。

(公共施設等の耐震対策) ☆

- 防災拠点となる庁舎、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等公共施設の安全・防災機能の確保のため、耐震化等必要な対策を講じます。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

- 災害発生時において業務継続に必要な体制を確保するため、庁外から庁内システムへのアクセスを可能とするリモート接続環境の整備を図ります。
- ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能(グループウェア、ファイルサーバ等)が利用できなくなるリスクを軽減するため、遠隔地のサブセンターへバックアップ機能を設けます。

（災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持）

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、バックアップ機能の充実などにより防災情報システム等の強化を図ります。
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）による災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、定期的な運用訓練等の実施を促進します。

（住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信）

- 住民等への情報伝達手段として、防災行政無線に加え、災害情報共有システム（Lアラート）、湖南市メール配信サービス、こなんいろ、SNS（Twitter、Facebook、LINE等）、地上デジタル放送を活用したデータ放送やマスメディアとの協定締結による緊急警報放送など、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進するとともに、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めます。
- 災害発生時など消費者が不安を抱くような社会情勢において、市内の商品やサービスへの風評被害等を防ぐため、被害状況や品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信します。

（市の業務継続に必要な体制の整備）

- 災害発生時においても、業務継続の実効性のある体制を確保するため、必要な人員や資源の継続的な確保、受援体制の強化、定期的な教育等の実施、防災訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行います。

（関係行政機関等との連携体制の整備）

- 災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には、消防・防災関係機関のみでは対応が困難となることから、人命や各種施設の被害を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を図るため、国や県、関西広域連合、民間事業者、NPO、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図ります。

（要配慮者対策の推進）

- 災害発生時における要配慮者の避難のための個別計画、要配慮者利用施設の避難確保計画の策定などの避難体制整備を促進します。また、避難生活の中で二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携を行います。
- 指定避難所について、要配慮者にとって良好な生活環境が確保されるよう、取組を推進します。

（帰宅困難者対策の推進）

- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、県や事業者等と連携して、帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を促進します。

（非常用物資の備蓄促進）

- 災害発生時に備え、地域や家庭、事業所等において、非常食や生活必需品等を備蓄するよう、引き続き啓発に努めます。また、災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者や県と連携し物資輸送体制を構築するとともに、実効的な訓練を行って不断に体制の見直しを行います。

（被災者の生活再建支援）

- 国、県と連携し、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援することにより、市民生活の安定と被災地の速やかな復興を目指します。

＜消防等＞

（交通安全対策）

- 発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握するとともに、交通規制情報を活用し、交通渋滞、交通事故を回避します。また、信号機等の復旧については、国、県、警察等と連携を図り着実に進めます。

（消防職員・消防団員の育成・確保）

- 被災時における救助・救急活動を行う人材の能力向上を図るため、消防機関と連携し、消防職員の職務遂行能力等の資質向上を図ります。また、全ての消防団員が教育訓練を受けることができる環境を整備します。
- 災害発生時における救助・救急活動を担う人材を確保するため、広く市民に対し消防・防災活動についての理解と関心を深めるなど、常備消防職員、消防団員の確保に向けた環境を整備します。

【住宅・都市】

（コンパクトなまちづくり）

- 高齢化の進展を見据え、災害時にも高齢者が徒歩で生活し自立できるよう、持続可能で誰もが暮らしやすい安全安心のコンパクトなまちづくりを進めます。

（住宅・建築物の耐震対策）☆

- 住宅の耐震化を促進するため、耐震性能が低いとされる在来木造住宅（昭和 56 年 5 月以前に着工され、完了している）に対する耐震診断・改修にかかる補助制度の活用を図ります。
- 地震発生時における被害を軽減するため、多数の市民等が利用・参集する公共施設の耐震対策を実施します。
- 住宅・建築物の耐震化の一層の促進を図るため、情報提供や相談対応を促進します。
- 避難路等の安全を確保するため、避難路等に面する民間ブロック塀等については、ブ

ロック塀撤去改修補助金制度を活用し、推進を図ります。

- 大規模地震における盛土造成地の住宅被害を防ぐため、国、県と連携し、宅地の耐震化を推進します。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進します。

（空き家対策）

- 災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、国の支援を受け、総合的な空き家対策を推進します。

（緑地・オープンスペースの確保）

- まちの防災機能を担うものとして、延焼防止効果を向上させるため、空地等の緑化による緑地やオープンスペース（公園、街路等）の計画的な配置・整備や維持管理に努め、災害時の安心・安全な避難環境の確保を図ります。
- まちの防災機能を強化させるため、速やかな避難や救助を可能にする通路機能や火災などの延焼の拡大を遮断するなど災害遮断機能にもなる都市計画道路の整備を進めます。

（水道施設の防災対策の推進）☆

- 災害発生時において安定した給水機能の維持・確保を図るため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、管路や水源の多系統化などバックアップシステムの構築を行います。
- 被災時における迅速な水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、水道事業継続計画（BCP）の策定を促進します。

（下水道施設の防災対策の推進）☆

- 下水道施設が被災した場合、社会全体の復旧活動、市民生活への影響が大きいことから、耐震診断の実施およびその結果を受けた下水道施設の耐震化を進めます。
- 下水道施設の耐水化・老朽化対策による耐災害性の強化を図ります。
- 被災時における迅速な下水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、下水道業務継続計画（BCP）に基づき、点検・訓練等を実施し実効性を確保します。

（道路陥没を防ぐ対策の推進）

- 道路管理者と占有者で連携しながら、必要に応じて路面下空洞調査、地下構造物の耐震化と漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等の道路の陥没を防ぐ対策を進めます。

（文化財の保護）

- 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに文化財の耐震化、防災設備の整備等を進めます。

- 災害時における被害状況の収集のため、各地の有形無形文化財の調査・記録を推進します。

【保健医療・福祉】

（災害医療体制の充実）

- 災害発生時に電気、水等のライフラインが途絶えた場合でも、災害拠点病院が一定期間診療機能を維持するための自家発電装置の燃料や水を確保できるよう支援します。
- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図ります。
- 災害発生時の医療機関の被災、ライフラインの稼働状況や患者受入などの医療情報を収集・共有し、被災地域の医療活動を支援するため、講習会等を通じて、市内病院および全診療所の広域災害救急医療情報システム（E M I S）への登録を促進します。
- 災害発生時の県医療救護班による広域的な応援・受援を円滑に行うため、県・他市町と連携し、医療救護活動訓練を推進します。

（感染症の発生・蔓延防止）

- 災害発生時における感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害発生時には、保健所等を拠点として、県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施します。

（福祉避難所等の機能強化）

- 高齢者や障がい者、子どもなどの要配慮者が日常的に利用する福祉施設について、利用時にその安全が確保されるよう、一層の耐震化を図るとともに、災害時において、要配慮者が安心して生活できる福祉避難所として活用できるよう、施設整備を支援します。

【エネルギー】

（自立・分散型エネルギーシステムの整備促進）

- 災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、家庭や事業所等において、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備等を促進します。

（適切なエネルギー供給のための体制整備）

- 災害発生時に必要な燃料を確保するため、石油関係団体との応援協定締結も見据え、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うとともに、定期的な訓練等の実施による供給体制の整備や、台風・暴風による大規模停電対策として、ライフラインに関する予防対策および応急対策を県、ライフライン等関係機関

が連携し、効果的かつ迅速に実施するための連携体制の整備を図ります。

【産業】

（中小企業・小規模事業者の事業継続計画の策定支援）

- 企業の自主的な防災対策の促進、緊急時の対応力の強化および自社の経営管理の確認等を行うとともに、災害時における経済活動（サプライチェーンを含む。）への影響を最小限とするため、研修会等の開催や、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下「小規模事業者支援法」という。）に伴い、商工会と共同して策定する事業継続力強化支援計画を推進する中で、企業の事業継続力強化計画やBCP策定・運用につながる実効性のある支援を進めます。

（本社機能の誘致・企業立地の推進）

- 京阪神・中京・北陸まで100 km圏内の優れたアクセス性を活用する等、企業の経済活動のリスク分散（BCP対策）および国全体の強靱化に資する観点から、首都圏等に立地する企業の本社機能や生産拠点の市内への移転、立地を促進します。

【交通・物流】

（主要幹線道路等ネットワークの整備）☆

- 災害発生により、本市で広域道路網が分断すれば、本市のみならず県全体の経済活動の停滞を招くことから、他市町および県外からの支援の受入や他府県への支援を中継すること、他府県の交通拠点へのアクセス性を高めるため、新名神高速道路や直轄国道（国道1号）をはじめとした主要幹線道路ネットワークの整備について、国や県、近隣市町と連携し、整備を進めます。併せて、名神高速道路や新名神高速道路のICへのアクセス道路の整備やスマートICのさらなる整備について、国や県と連携しながら進めます。

（緊急輸送道路等ネットワークの整備）☆

- 道路インフラの被災により、市役所、医療施設や広域防災拠点、県庁等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークの整備を着実に実施するとともに、湖南市道路整備計画および湖南市橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の長寿命化対策を進めます。
- 冬期における災害発生時の緊急輸送道路の確保を図るため、除雪体制の強化を図ります。
- 災害発生時において、防災拠点ヤードの整備等を図ります。
- 物資輸送ルートを確保するため、ICや鉄道駅といった交通拠点、避難所といった防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路の整備により、災害に強い道路ネットワークを構築し、災害時でも円滑で安全・安心な道路交通を確保します。

- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止に伴い、自家用車の避難、帰宅による交通量増加の渋滞により避難・帰宅が遅れる事態を回避するため、徒歩や自転車で避難・帰宅できる環境（道路）を整備します。

（道路斜面对策の推進）☆

- 地震・豪雨等による道路斜面の崩壊を防ぐため、落石や崩土危険箇所での道路防災対策に取り組みます。

（無電柱化対策の推進）☆

- 災害発生時において、電柱等の倒壊により救助の妨げになるなど被害拡大を防止するため、必要に応じて市街地等の幹線道路など必要性および整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を推進します。

（道路啓開体制の整備）

- 災害発生後の道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な経路啓開に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図ります。

【農林水産】

（農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

- 農村地域における防火用水の確保や、台風・豪雨時の速やかな排水による出水被害の軽減など、農業水利施設の多面的機能が滞りなく発揮されるよう、効率的かつ計画的な保全更新対策を推進します。
- 洪水防止、施設の耐震化、地すべりの発生防止等によって、農地の国土保全機能が維持され、また継続的な営農活動を行う農業者や、末端水利施設を保全管理する地域の共同活動に対する支援、地域資源を活用した都市と農村の交流等の推進により地域コミュニティを維持・活性化し、農地・施設等の保全管理体制を整備するとともに、地域防災力の向上につなげます。

（ため池の防災対策の推進）☆

- 決壊した場合、家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池の老朽化対策や耐震化を図るため、点検・耐震診断を踏まえ計画的な改修等を進めます。
- ため池が決壊した場合等に備え、ため池ハザードマップを共有し、迅速かつ安全に非難ができるよう地域住民との連携を図ります。

（農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策）

- 生産インフラである農業用ハウスの台風や大雪などの災害対応強化に向けて、緊急保守点検の適切な実践についての普及啓発を行うとともに農業用ハウスの強度向上のための補強の実施を支援します。

（生産活動に対する異常渇水等対策の推進）

- 夏期の異常高温による渇水等、近年の気候変動により増大する気象リスクに対して、生産者が安定生産に向けて適切な対応ができるよう、SNSなどを活用した、迅速かつ広範な情報提供に努めます。また、気候変動に対する農作物への影響を最小限に抑えるための指導体制の構築などに向けて、平時より関係機関との連携に努めます。

【国土保全・土地利用】

（安全な土地利用の促進）

- 災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制をします。

（水防活動の推進）☆

- 自助・共助・公助が一体となってハード・ソフトのあらゆる手段を総合的に実施する流域治水政策を実行するため、河川の整備や維持管理など「ながす」対策に加え、森林や農地の集水域における雨水貯留浸透対策の「ためる」対策、氾濫原における建築物の建築制限等の「とどめる」対策、浸水被害の回避・軽減のための地域で行う水害に強い地域づくりのための「そなえる」対策を推進します。

（河川の整備）☆

- 河川の整備については、整備すべき優先度の高い河川から県事業として計画的に実施されるよう取り組みます。特に、当面の改修が困難な天井川については、極めて長い期間と膨大な費用を要します。

（浸水対策の推進）☆

- 局地的集中豪雨の頻発による浸水被害を軽減させるため、雨水排水施設の整備によるハード対策と、洪水ハザードマップの作成や普及啓発・訓練の実施によるソフト対策を組み合わせた効果的かつ効率的な対策を推進します。

（土砂災害対策の推進）☆

- 命を守ることを最優先に、人家と共に、避難行動の困難性が想定される要配慮者利用施設や防災拠点・避難場所、また、災害時の緊急輸送道路や社会経済上の重要交通網の保全が可能となる箇所での土砂災害対策施設整備を、関係機関が連携して、重点的に推進します。
- 災害リスクの周知と早期の警戒避難体制整備を図るため、土砂災害防止法に基づき指定された警戒区域等において、土地利用状況の変化に伴う再調査や警戒情報の確実な伝達に必要な情報基盤の充実や土砂災害リスクの周知など、関係機関が連携して、自助・共助・公助による地域防災力の強化を図ります。

（山地災害対策の推進）

- 山地災害防止等の森林の公益的機能の維持増進を図るため、計画的な除間伐（受光伐）

など森林整備の実施と合わせ、ニホンジカの捕獲および被害対策を県と連携し推進します。

- 森林整備の促進・災害復旧の迅速化に向け、県や関係機関と連携し、森林境界を明確化するための取組を促進します。
- 治山・森林整備事業による防災・減災対策として、県と連携し、「公益的機能別施業森林」の区域内において実施する間伐材の森林整備、・湖南・湖北森林計画区内における山地災害危険地区等の周辺森林において実施する間伐等の森林整備、里山林をはじめとする森林の保全管理を推進します。また、地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている地区や湖南・湖北森林計画区内における山地災害危険区域・地区での治山事業を実施します。

（鉄道施設の防災機能の強化）

- 地域交通や人の移動を支える鉄道施設の防災機能を強化するため、鉄道事業者において、鉄道施設の耐震化や総合的な防災対策が実施されるよう促進します。
- 災害時においても鉄道施設の利用ができるように、駅前広場やアクセス道路の保全を進めます。

（建設産業の担い手育成・確保）

- 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図るため、若手技術者等の技術力の向上に対する意欲を高め、将来の建設産業を担う技術者を育てる表彰制度や小中学生・高校生を対象とした現場見学会等による建設産業魅力発信などの取組を県と連携して進めます。

（地籍調査の推進）☆

- 災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査を継続的、計画的に実施していきます。

（応急仮設住宅の整備）

- 災害発生時における被災者の住まい確保のため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できるよう努めていきます。

【環境】

（有害物質等対策の推進）

- 水質汚濁防止法等の公害関係法令の適用を受ける工場等からの災害発生時における有害物質等の大規模流失・拡散等を未然に防止するため、県が実施する有害物質等を排出するおそれのある工場等や浸水リスクが高いと見込まれる工場等への工場立入調査や、講習会等の機会を捉えた浸水等のリスクへの注意喚起を引き続き行います。
- 県が実施する毒物劇物取扱施設への立入検査や、油の流失の未然防止や対応に関する事業者への助言等も引き続き行います。

（浄化槽の管理体制の整備）

- 災害発生時における浄化槽の躯体の損壊、槽内装置の故障等被災状況についての報

告・連絡体制を構築するため、浄化槽台帳システムの導入など、浄化槽管理者の詳細について把握を進めます。

（災害廃棄物処理体制の強化・充実）

- 災害廃棄物の処理を迅速に行うため、市が設置する廃棄物処理施設について、耐震化などの適切な対策を講じます。
- 災害発生時においても廃棄物の収集・処分が迅速かつ円滑に実施できるようにするなど、災害廃棄物の処理体制の強化・充実を図るため、湖南市災害廃棄物処理計画を策定します。

横断的施策分野

【リスクコミュニケーション】

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）☆

- 地域防災力の向上を図るため、住民や自主防災組織等への出前講座や研修・交流、女性や若者を含めた地域の防災リーダーとなる多様な担い手の育成、継続的な防災訓練等を実施します。また、地区防災計画の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促します。
- 本市における浸水被害の特徴をふまえ、市民、事業者、県等と連携して、最大クラスの洪水および内水氾濫を考慮した浸水想定「地先の安全度マップ」や水防法に基づく「浸水想定区域図」を活用した避難体制の充実支援や安全な住まい方への誘導や市街地等の小流域河川における、突発的なゲリラ豪雨などを想定した雨量による避難判断の検討などを行い、地域防災力の向上を図ります。
- 万一の原子力災害に対して「正しく知って、正しく伝え、正しく防ぐ」ため、住民とのリスクコミュニケーションを進め、知識の普及・啓発に取り組みます。
- 次世代を担う子どもたちが「自分の命は自分で守る」ことから「地域社会に貢献できる」ようになるため、学校における防災教育と防災訓練の一層の充実を図ります。

（災害ボランティアの活動支援）☆

- 災害時におけるボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものです。
災害発生時において、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録、マッチング等の実施により、災害ボランティア活動が円滑となるよう、平時から市と社会福祉協議会、ボランティア、NPO等関係機関が緊密な連携協力体制を築いていくために必要な環境整備を進めます。

（災害時応援協定を締結する団体等との連携強化）☆

- 災害発生時の物資等の供給不足や復旧・復興のための人材の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整するとともに、既に応援協定を締結している団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要

に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図ります。

- 帰宅困難者への飲料水・食料品等や適切な情報の提供を図るため、災害時応援協定を活用し、関係団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図ります。

【老朽化対策】

（公共施設等マネジメント）☆

- 公共施設等の老朽化に伴い、今後、大規模改修や更新（建替）の時期が集中的に到来することが見込まれることから、「湖南省公共施設等総合管理計画」に基づき、施設マネジメントの取組を進めます。
- 将来にわたり、施設の効用を最大限発揮し、切れ目なくサービスを提供していくためには、それぞれの施設特性に応じた良質な性能および安全性の維持・確保が重要であるため、施設の点検・診断等を適切に実施し、劣化状況や危険箇所の早期把握・早期対応を行うことで事故の未然防止や施設の安全確保を図るとともに、災害発生時において、その機能を十分発揮できるよう、引き続き計画的な耐震対策を実施します。
- 施設に不具合や故障が発生した段階で事後的に対応する従来の「事後保全型維持管理（修繕）」から、不具合等の状態が深刻化する前に予防的・計画的に対策を講じる「予防保全型維持管理（修繕）」への転換を図り、施設の性能・機能の保持・回復を図るため、施設ごとの長寿命化計画等（個別施設計画）を策定し、長寿命化の取組を計画的に推進します。

2 推進方針に基づく事業一覧

施策分野ごとに、実効性を確保するため、一定の具体性を持たせることが重要と考えられる施策について、別紙2のとおり「施策項目別事業一覧」を記載します。

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進

国土強靱化は、湖南省地域計画による取組だけで実現できるものではなく、国基本計画による取組や県地域計画および他市町が作成する地域計画の取組とも連携させて、国土強靱化の取組を推進していきます。

2 進行管理

進行管理においては、湖南省地域計画に基づく国土強靱化の取組について、外部環境の変化等を中心に、必要に応じてその進捗状況を把握します。

3 計画の見直し

湖南省地域計画は、外部環境の変化等に応じて、見直すこととします。

別紙 1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

事前に備えるべき目標

1 直接死を最大限防ぐ

(1)	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
-----	--

- 住宅の耐震化率については、住宅・土地統計調査の結果から、平成 20 年の 66.5%から平成 25 年には 87.6%となっており、一定の進捗が見られますが、全建物の耐震化には至っていません。耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要です。
- 防災上特に重要な建築物や公共施設の耐震化を計画的に行う必要があるとともに装備資機材の充実、各種訓練等により防災関係機関等の災害対応能力を向上させる必要があります。
- 速やかな避難や救助など、まちの防災機能を強化させるため、狭あい道路の拡幅、緑地・オープンスペースの確保、住宅の耐震診断、耐震化の促進、空き家対策、老朽木造住宅の密集状態を解消する土地区画整理など複合的な施策の推進が必要です。また、被災者の避難路や救援通路になる道路を整備する必要があります。
- 不特定多数が利用する大規模な建築物等で、緊急に耐震化を図るべきものとして耐震診断の実施が義務付けられた「要緊急安全確認大規模建築物」については、特に耐震化を急ぐ必要があるため、できる限り早期の耐震化完了を目指す必要があります。
- 避難路等の安全を確保するため、避難路等に面する民間ブロック塀等については、ブロック塀撤去改修補助金制度を活用し、推進を図ります。
- 発災による交通安全施設の被害状況および通行止め等の交通情報を迅速に把握し、状況に応じた的確な交通規制を実施するとともに、停電による信号機滅灯による交通渋滞、交通事故を回避する必要があります。

(2)	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
-----	--

- 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応機関等の災害対応力を向上させる必要があります。
- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を推進するとともに、災害警備訓練などの被災者救助および捜索関係施策を推進する必要があります。

- 公助の手が回らないことも想定し、地区防災計画の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要があります。
- 速やかな避難や延焼防止などまちの防災機能を強化させるため、狭あい道路の拡幅、緑地・オープンスペースの確保、空き家対策、老朽木造住宅の密集状態を解消する土地区画整理など複合的な施策を推進する必要があります。
- 火災などの延焼の拡大を遮断するなど、まちの防災機能を強化させるため、災害遮断機能にもなる都市計画道路を整備する必要があります。

(3)	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
-----	-----------------------------------

- 計画的に治水施設の整備は進められるが、今後も施設能力を超える洪水が増える予想されており、その場合には、市内氾濫原の多くの箇所では浸水被害が発生する可能性があります。
県が実施する河川整備と「水害に強い地域づくり」による避難体制の整備等、また、市の河川整備と併せることにより大きな減災効果を発揮することから、河川の氾濫とともに内水の氾濫も考慮した「地先の安全度マップ」や水防法に基づく「浸水想定区域図」など非常時における水害危険性の周知と「雨量・河川水位」や「河川防災カメラの映像」など洪水時における情報提供を通じて、住民に対して浸水被害の危険性に対する認識の促進や、安全な住まい方への誘導、市街地等の小流域河川における、突発的なゲリラ豪雨などを想定した雨量による避難判断の検討などを行い、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図る必要があります。
- 本市には河床が周辺の土地より高く、洪水による破堤により甚大な被害の発生が想定される天井川が多く存在します。危険な天井川による広範囲で甚大な浸水被害を防止するため、河川改修や堤防強化対策を推進する必要があります。
本市の平野部人口集中地域で発生する浸水被害に対しては、下水道（雨水）整備事業等と連携して対応しており、その放流先として県管理一級河川の整備を促進することが必要です。
- 本市では野洲川と平行し主要交通幹線（JR・県道・国道）が発達し、河川と近いところや交差部が治水上のネックとなっているため、当該箇所の早期の河川改修を行う必要があります。
- 河道内の流下阻害となる堆積した土砂の除去や樹木の伐採等を行い、河川が持つ本来の機能を最大限に発揮させる必要があります。

(4)	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
-----	-----------------------------

- 本市においては、土砂災害対策施設の整備率が21.0%（平成27年）であるなど社会施設等整備が十分でないこと、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することなどを踏まえ、関係機関が連携して、ハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を総合的に進める必要があります。
- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生のおそれがあるため、山地災害危険地区等における生命・財産の保全を目指し、保安林での荒廃地等において治山施設および森林の整備を進める必要があります。
- 土砂災害による住宅・建物の倒壊に対し、土砂災害特別警戒区域からの移転や建物補強による対策が必要です。

(5)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
-----	-------------------------------

- 住民等への情報伝達手段として、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム（Lアラート）、湖南市メール配信サービス、こなんいろ、SNS（Twitter、Facebook、LINE等）、地上デジタル放送を活用したデータ放送やマスメディアとの協定締結による緊急警報放送など、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する必要があります。
- 市民一人ひとりが災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要であることから、市民や自主防災組織等への研修を通じて、市域全体の危機対応力の向上を図ることが必要です。また、住民や区・自治会、NPO、災害ボランティア等様々な主体同士が、危機事案や地元での活動報告などの情報を交換し交流することで、防災へのさらなる意識・知識の高揚を図ることが必要です。
- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、バックアップ機能の充実などにより防災情報システムの強化を図る必要があります。
- 災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）を定期的な運用試験等により安定した運用を促進する必要があります。
- 氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、市民とその危険性の認識を共有するため、河川の氾濫と内水の浸水を一体として解析、評価等を行ったハザードマップの整備やそ

の周知を通じて、住民に対して住居地等の浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図ることが必要です。

- 災害発生時における要配慮者への避難誘導や支援体制を構築するためには、県や他市町、避難支援関係者等と連携し、平時からきめ細かな対策を推進する必要があります。
- 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要があります。

事前に備えるべき目標

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
-----	--

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図る必要があります。
- 物資輸送ルートを実際に確保するため、ICや鉄道駅といった交通拠点、避難所といった防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路の整備により、災害に強い道路ネットワークを構築し、災害時でも円滑で安全・安心な道路交通を確保する必要があります。
- 大雨時のアンダーパス部分の冠水対策として、排水ポンプや注意喚起施設等の着実な整備を進めることで災害時の円滑な交通を確保する必要があります。
- 発災後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。
- 浄水場やポンプ場等の施設について、従来進めてきた更新・耐震化対策を進めるとともに、新たな浸水対策や停電対策の強化に取り組む必要があります。
- 水道施設更新計画に基づき、引き続き管路の更新・耐震化を推進する必要があります。
- 災害発生時は、輸送ルートの途絶等により、食料・飲料水等の供給がされないおそれ

があるため、地域防災計画に基づき、各家庭において、物資の備蓄を促進する必要があります。

- 災害発生時に確実に物資を供給できるよう、平時から民間事業者や県と連携し物資輸送体制を構築するとともに、実効的な訓練を行って不断に体制の見直しを行う必要があります。
- 防災上特に重要な建築物が、大規模災害の発生によりライフラインが途絶した場合でも機能が損なわないよう、燃料備蓄やL Pガス等の活用、自家発電設備やコージェネレーションシステム等の導入、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進し、災害時に継続して使用できるようにする必要があります。
- 交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、県・警察が実施する交通管制システムに資する交通安全施設の計画的な更新と無停電化等を促進していく必要があります。また、通行止めなどの交通規制および渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、広く理解と協力を促していく必要があります。

(2)	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
-----	----------------------

- 迂回ルート確保が困難な命の道を保全するため、道路防災対策や無電柱化対策、水害対策、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図る必要があります。

(3)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
-----	---------------------------------

- 被災時においても、災害対応力を維持するため、警察救出・救助部隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の組織が連携し、様々な大規模災害を想定した広域的な支援を含む合同訓練を行う必要があります。
- 被災時における救助・救急活動を行う人材の能力向上を図るため、消防機関と連携し、消防職員の職務遂行能力等の資質向上と、全ての消防団員が教育訓練を受けることができる環境を整備する必要があります。また、災害発生時における救助・救急活動を担う人材を確保するため、広く市民に対し消防・防災活動についての理解と関心を深めるなど、常備消防職員、消防団員の確保に向けた環境を整備する必要があります。
- 地方公共団体、関係機関の連携により、活動経路の耐災害性を向上させるとともに、装備資機材の充実、警察本部に集約する交通情報の増大に向けた広域交通管制シス

テムの改修、I C Tを活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開といった活動が円滑に行われるよう支援する必要があります。

(4)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
-----	-----------------------------

- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、県や事業者等と連携して、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を促進する必要があります。
- 帰宅困難者への飲料水・食料品等や適切な情報の提供を図るため、平時から災害時応援協定締結団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要があります。
- 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に災害時に歩行者や自転車が安全円滑に通行できる自転車歩行者道の整備、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要があります。
- 発災による交通安全施設の被害状況および通行止め等の交通情報を迅速に把握し、状況に応じた的確な交通規制を実施するとともに、停電による信号機滅灯による交通渋滞、交通事故を回避する必要があるため、交通安全施設の計画的更新や電源付加装置の整備等、交通安全施設の適正管理を着実に進める必要があります。
- 公共交通機関等の被災による機能停止に伴い、自家用車の避難、帰宅による交通量増加の渋滞により避難・帰宅が遅れる事態を回避するため、徒歩や自転車で避難・帰宅できる環境（道路）を整えていく必要があります。

(5)	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
-----	--

- 医療施設、福祉施設等において、台風、暴風、地震などの災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動継続等の必要最低限のエネルギーを確保するため、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備等をするとともに、ライフラインの早期復旧体制の整備を促進する必要があります。
- エネルギー供給のためのインフラが被災した場合、エネルギー供給が不可能となる

ため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要があります。

- 災害発生時に電気、水等のライフラインが被災した場合でも、災害拠点病院が一定期間診療機能を維持するための自家発電装置の燃料や水を確保できるよう支援する必要があります。
- 災害発生時において、医療救護の中心的役割を担う災害医療チームの機能維持・向上を図るため、チーム間の組織的連携を含めた訓練の実施を推進する必要があります。
- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る必要があります。
- 災害発生時に適切な医療を提供するため、医療機関の被災、ライフラインの稼働状況や患者受入などの医療情報を収集、提供し、被災地域の医療活動を支援する広域災害・救急医療情報（E M I S）への市内病院・診療所の登録を推進する必要があります。
- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が医療資源を上回るおそれがあることから、県や他市町との医療連携体制の構築を進める必要があります。
- 支援ルートを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要があります。
- 発災による交通安全施設の被害状況および通行止め等の交通情報を迅速に把握し、状況に応じた的確な交通規制を実施するとともに、停電による信号機滅灯による交通渋滞、交通事故を回避するため、交通安全施設の計画的更新や電源付加装置の整備等、交通安全施設の適正管理を着実に進める必要があります。

(6)	被災地における感染症等大規模発生
-----	------------------

- 災害発生時における感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進すると

ともに、災害発生時には、保健所等を拠点として、県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要があります。

- 災害発生時において、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するため、下水道施設の耐震化・耐水化と老朽化対策による耐災害性の強化を図る必要があります。

(7)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
-----	---

- 災害時に、要配慮者への福祉的配慮がされた避難所運営が行われるよう、また、避難所以外への避難者が支援から漏れないよう、平時から県や避難支援関係者等と連携し対策を推進する必要があります。
- 災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者や県と連携し物資輸送体制を構築するとともに、実効的な訓練を行って不断に体制の見直しを行う必要があります。また、災害発生時は、輸送ルートの途絶等により、食料・飲料水等の供給がされないおそれがあるため、地域防災計画に基づき、各家庭において、物資の備蓄を促進する必要があります。
- 避難生活の中で二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携して支援体制を構築する必要があります。

事前に備えるべき目標

3 必要不可欠な行政機能を確保する

(1)	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
-----	-------------------------------------

- 日常的に不特定多数の人間が訪れ、有事には救出・救助活動や防災活動の拠点となる警察署や交番・駐在所をはじめとする各警察施設の耐震化等により、倒壊等による死傷者を発生させないとともに、ライフラインが途絶した場合でも機能が損なわないよう、燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備やコージェネレーションシステム等の導入、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進し、警察機能の存続を図る必要があります。
- 災害発生時における迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避する必要があります。
- 発災による交通安全施設の被害状況および通行止め等の交通情報を迅速に把握し、状

況に応じた的確な交通規制を実施するとともに、停電による信号機滅灯による交通渋滞、交通事故を回避する必要があるため、交通安全施設の計画的更新や電源付加装置の整備等、交通安全施設の適正管理を着実に進める必要があります。

(2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
-----	---------------------------

- 地域における防災拠点としての機能を維持するため、警察施設をはじめとする公共施設等の耐震化を進めるとともに、大規模災害の発生によりライフラインが途絶した場合でも機能が損なわないよう、燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備やコージェネレーションシステム等の導入、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進し、災害時に継続して使用できるようにする必要があります。
- 災害発生時における通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化する必要があります。また、計画的な機器更改等により行政情報基盤の安定した運用を維持する必要があります。
- 災害発生時における行政情報基盤の機能低下に備え、多様な情報収集伝達手段を確保する必要があります。
- 災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、平時から各業務の維持に必要となる人員、教育・訓練について定めた計画等を整備する必要があります。
- 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルート確保を図る必要があります。また、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要があります。
- BCPおよび受援計画の策定、見直し、実効性確保のための取組を促進する必要があります。
- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく必要があります。

事前に備えるべき目標

4 必要不可欠な情報通信機能を確保する

(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
-----	---------------------------

- 電力の供給停止に備え、災害対応上の重要施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源および燃料を確保する必要があります。
- 電柱の倒壊等により電力等の長期供給停止を発生させないように、必要に応じた道路の無電柱化、水害・土砂災害対策を着実に推進する必要があります。

(2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
-----	------------------------------------

- 万一、テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、湖南市メール配信サービス、こなんいろ等インターネットの活用など、代替手段となり得る行政情報の発信基盤の整備と、住民への周知を促進する必要があります。

(3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
-----	--

- 住民等への情報伝達手段として、全国瞬時警報システム（Jアラート）、防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）、土木防災情報システム、湖南市メール配信サービス、こなんいろ、SNS（Twitter、Facebook、LINE等）、地上デジタル放送やマスメディアとの協定締結による緊急警報放送など、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進するほか、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進める必要があります。
- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災情報の広域連携と効果的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、バックアップ機能の充実などにより防災情報システムの強化を図る必要があります。
- 災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）を導入済みですが、定期的な運用試験等により安定した運用を促進する必要があります。
- 氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、市民とその危険性の認識を共有するため、河川の氾濫と内水の浸水を一体として解析、評価等を行ったハザードマップの整備や

その周知など平常時における水害危険性の周知と雨量・河川水位や河川防災カメラの映像など洪水時における情報提供を通じて、住民に対して住居地等の浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図ることが必要です。

- 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、交通安全施設の強靱化、無停電化、長寿命化、高度化を推進する必要があります。
- 官民の自動車プローブ情報等を活用した交通状況の迅速な把握および警察庁に集約する交通情報の増大に向けた広域交通管制システムの改修や信号機の更新、衛星測位システム（GNSS）等による地震関連情報の提供、I T・S N S等も活用して情報収集手段の多様化・確実化を進める必要があります。また、地震の規模の提供等について陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）等の活用により、より迅速化への取組を進める必要があります。

事前に備えるべき目標

５ 経済活動を機能不全に陥らせない

（１）	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
-----	------------------------------------

- 物資供給ルートを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に非常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、水害、土砂災害対策等を着実に推進する必要があります。
- 企業の自主的な防災対策の促進、緊急時の対応力の強化および自社の経営管理の確認等を行うとともに、災害発災時、経済活動（サプライチェーンを含みます。）を機能不全に陥らせないための態勢を確保するため、研修会の開催や、小規模事業者支援法改正に伴い、商工会と共同して策定する事業継続力強化計画を実行する中で、企業の事業継続力強化計画や事業継続計画（ＢＣＰ）策定・運用につながる実効性のある支援を促進する必要があります。
- 国全体の強靱化に資する観点から、首都圏の企業に対して、災害リスク分散・回避のための工場・事業所等の移転・分散配置等を促し、市内立地を促進する必要があります。

(2)	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
-----	---

- 燃料供給ルートを実際に確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める必要があります。
- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要があります。
- 家庭や事業所等において、台風、暴風、地震などの災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動持続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備等をするとともにライフラインの早期復旧体制を促進する必要があります。

(3)	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
-----	-------------------

- 危険物、高圧ガス、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、事業者の自主保安体制の強化、緊急時体制の整備を促進する必要があります。

(4)	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
-----	-----------------------------------

- 災害発生直後においても交通ネットワークを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、水害、土砂災害対策等を着実に推進する必要があります。
- 道路橋梁の耐震補強や鉄道の耐震化、液状化対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進めていく必要があります。また、洪水・土砂災害等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めていく必要があります。
- 万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や

今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく必要があります。

- 地域交通の主要手段である鉄道施設が被災した場合、多くの帰宅困難者による混乱を招くことから、鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進する必要があります。
- 発災後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。
- 道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定締結団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。
- 車両が被災した際の対応について、諸手続等の負担を軽減し、迅速化する必要があります。
- 幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進めていく必要があります。

(5)	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
-----	------------------------------------

- 郵便物の送達を確保するため、災害被害を受けた場合に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルート確保、水害、土砂災害対策等を着実に推進する必要があります。

(6)	食料等の安定供給の停滞
-----	-------------

- 食料輸送ルートを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルート確保、水害、土砂災害対策等を着実に推進する必要があります。

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要があります。
- 災害発生時において、必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定締結団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要があります。
- 大規模災害発生時等においても、農林水産物の安定供給を維持するため、流通拠点や生産基盤施設等の機能保全対策を進める必要があります。

(7)	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
-----	-------------------------------

- 渇水による干害が予想される場合の施肥や水管理対策など、技術対策に関する事前の情報提供を充実するとともに、農業者の実践につながる生産体制づくりを進める必要があります。
- 現行の農業用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激震化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、老朽化が進む農業水利施設に対して、長寿命化も含めた対策を着実に進める必要があります。
- 浄水場やポンプ場等の施設について、従来進めてきた更新・耐震化対策を進めるとともに、新たな浸水対策や停電対策の強化に取り組む必要があります。
- 水道施設更新計画に基づき、引き続き管路の更新・耐震化を推進する必要があります。

事前に備えるべき目標

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(1)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
-----	--

- 家庭や事業所等において、台風、暴風、地震などの災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動持続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備等をするとともにライフラインの早期復旧体制を促進する必要があります。

- 発災時に通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、石油関係団体との応援協定締結を見据え、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備を図る必要があります。

(2)	水道の長期間にわたる供給停止
-----	----------------

- 浄水場やポンプ場等の施設について、従来進めてきた更新・耐震化対策を進めるとともに、新たな浸水対策や停電対策の強化に取り組む必要があります。
- 水道施設更新計画に基づき、引き続き管路の更新・耐震化を推進する必要があります。
- 被災時における迅速な水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、水道機能の維持、回復力を備え、防災対応力を向上していく必要があります。

(3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
-----	---------------------

- 下水道施設が被災した場合、社会全体の復旧活動、市民生活への影響が大きいことから、耐震診断の実施およびその結果を受けた下水道施設の耐震化を進める必要があります。また、県等の関係機関と連携して、下水道機能の維持、回復力を備え、防災対応力を向上していく必要があります。
- 災害発生時における浄化槽の被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、県と連携し、浄化槽台帳システムの導入などにより、浄化槽管理者の詳細について把握を進める必要があります。

(4)	地域交通網などの交通インフラの長期間にわたる機能停止
-----	----------------------------

- 災害発生直後においても地域交通ネットワークを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、水害、土砂災害対策等を着実に推進する必要があります。
- 道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定締結団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を

図る必要があります。

- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努めておく必要があります。
- 発災後、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。
- 地域交通の主要手段である鉄道施設が被災した場合、多くの帰宅困難者による混乱を招くことから、鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進する必要があります。

(5)	防災インフラの長期間にわたる機能不全
-----	--------------------

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災情報の広域連携と効果的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、バックアップ機能の充実などにより防災情報システムの強化を図る必要があります。
- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、建設産業における担い手の育成・確保を進める必要があります。
- 電力の供給停止に備え、災害対応上の重要施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源および燃料を確保する必要があります。
- 住民等への情報伝達手段として、全国瞬時警報システム（J アラート）、防災行政無線、災害情報共有システム（L アラート）、土木防災情報システム、湖南市メール配信サービス、こなんいろ、SNS（Twitter、Facebook、LINE 等）、地上デジタル放送やマスメディアとの協定締結による緊急警報放送など、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進するほか、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進める必要があります。

事前に備えるべき目標

7 制御不能な二次災害を発生させない

(1)	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
-----	-------------------------------

- 防災上特に重要な建築物や公共施設の耐震化を計画的に行う必要があるとともに、災害発生時における火災の発生原因も多様であることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要があります。
- 速やかな避難や延焼防止など都市の防災機能を強化させるため、緑地・オープンスペースの確保、空き家対策、老朽木造住宅の密集状態を解消する土地区画整理など複合的な施策の推進が必要です。
- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要があります。
- 被災時における救助・救急活動を行う人材の能力向上を図るため、消防機関と連携し、消防職員の職務遂行能力等の資質向上と、全ての消防団員が教育訓練を受けることができる環境を整備する必要があります。また、災害発生時における救助・救急活動を担う人材を確保するため、広く市民に対し消防・防災活動についての理解と関心を深めるなど、常備消防職員、消防団員の確保に向けた環境を整備する必要があります。
- 火災などの延焼の拡大を遮断するなど、まちの防災機能を強化させるため、防災遮断機能にもなる都市計画道路を整備する必要があります。
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める必要があります。
- 道路橋梁の耐震補強や鉄道施設の耐震化、液状化対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進めていく必要があります。

(2)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
-----	---------------------------------------

- 緊急輸送道路のうち特に建築物の倒壊による通行障害のおそれの高い道路としての指定により、耐震診断の実施が義務付けられた「避難路沿道建築物」については、耐震化を急ぐ必要があるため、所有者への働きかけや支援等をとおして、できる限り早期の耐震化完了を目指す必要があります。
- 災害発生時における迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で

発生する交通渋滞や交通事故を回避する必要があります。

- 安全な交通の確保のため、信号機電源付加装置の更新や交通安全施設の計画的更新等について、着実に進める必要があります。
- 災害発生時の安全円滑な通行を確保するため、道路の地下構造物の老朽化対策・耐震対策等の計画的な推進、および道路占用物件の埋設位置・老朽化対策・耐震対策等、占用者に対して適切な指導を徹底する必要があります。
- 速やかな避難や救助など、まちの防災機能を強化させるため、被災者の避難路や救援道路になる都市計画道路を整備する必要があります。

(3)	ため池、防災インフラ、河川管理施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
-----	--

- ため池、河川管理施設等において老朽化対策等を計画的に進めているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあります。このため、国・他市町・地域住民・施設管理者等との連携を一層推進し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要があります。
- 河道内の流下阻害となる堆積した土砂や立木の除去を行い、河川が持つ本来の機能を最大限に発揮させる必要があります。

(4)	有害物質・油・放射性物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃
-----	-------------------------------

- 水質汚濁防止法等の公害関係法令に規定された工場等からの災害発生時における有害物質等の大規模流失・拡散等を未然に防止するため、県が実施する有害物質等を排出するおそれのある工場等や浸水リスクが高いと見込まれる工場等への工場立入調査や、講習会等の機会を捉えた浸水等のリスクへの注意喚起を引き続き行う必要があります。また、毒物劇物取扱施設への立入検査や、油の流失の未然防止や対応に関する事業者への助言等も引き続き行う必要があります。

(5)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
-----	-------------------

- 集中豪雨の発生頻度の増加やニホンジカの食害による森林の下層植生の衰退等により山地災害の発生を防ぐため、保安林の適正な配備と治山対策により、保安林機能の向上に取り組むとともに、計画的な除間伐など森林整備の実施とニホンジカ対策を進める必要があります。また、森林整備の促進・災害復旧の迅速化に向け、県と連携

し、森林の基礎情報を確かなものにする手法を検討する協議会の設置や研修会の開催などにより森林境界を明確化するための取組を強化する必要があります。

- 地域の共同活動等による保全管理が困難となった場合には、国土保全機能の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要があります。

事前に備えるべき目標

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
-----	----------------------------------

- 廃棄物処理施設は、がれき処理など被災後の復興に重要な役割を果たすこととなるため、施設の耐震化を促進する必要があります。
- 災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、被災地の復旧・復興を進めるためには平時からの処理体制の強化・充実を図る必要があります。

(2)	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
-----	--

- 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図る必要があります。
- 被災地の復旧に重要な役割を果たしている災害ボランティアに対し、災害発生時における活動が円滑に行われるよう支援する必要があります。また、ボランティアの中核となる人材を育成するとともに、専門性の高いボランティア（プロボノ）との連携について検討を進める必要があります。
- 道路啓開を迅速に行う等復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定締結団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。

(3)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
-----	--

- 氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、市民とその危険性の認識を共有するため、河川の氾濫と内水の浸水を一体として解析、評価等を行ったハザードマップの整備やそ

の周知を通じて、住民に対して住居地等の浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図ることが必要です。

- 地震、洪水等による浸水対策や、山からの土砂管理の取組を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、体制機能の拡充・強化等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進していくことが必要です。

(4)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
-----	---

- 文化財の所有者及び管理者は、文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、国・県と連携し文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要があります。また、設備の日常点検や防火訓練等を実施する必要があります。
- これまで文化財を守ってきた地域力の低下は、地域の中で守られてきた有形・無形の文化財について、その重要性や意義を広く理解してもらうことで、地域での文化財保護、継承がなされるよう、平時から啓発活動に努める必要があります。
- 被災文化財の修復、史跡・天然記念物等、埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、伝統・文化の保護・承継が円滑になれるよう、平時から体制の構築に努める必要があります。
- 資料館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要です。また、有形無形の文化を調査・記録しておく必要があります。

(5)	事業用地の確保・仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
-----	--

- 災害発生時における被災者の住まい確保のため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できるよう努めてまいります。
- 災害後の円滑な復旧・復興のためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となりますが、市の防災計画に地籍調査を位置付けて緊急度を高めるとともに、出前講座などの啓発活動により認知度を高めて地籍調査の推進を図る必要があります。

(6)	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市経済等への甚大な影響
-----	--

- 災害発生時においても、風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する必要があります。

別紙2 施策項目別事業一覧【令和7年度～令和11年度】

【行政機能】

公共施設等の耐震対策

(単位：百万円)

事業名	事業主体	関係府省庁	完成目標時期	計画期間 事業費	担当部署	備考
市庁舎整備事業	湖南省	総務省	令和11年度	12,500	総務部 総務課	
下田こども園建替事業	湖南省	こども家庭庁	令和9年度	1,010	こども未来応援部 幼児施設課	
石部保育園建替事業	湖南省	こども家庭庁	令和11年度	1,050	こども未来応援部 幼児施設課	

計画期間事業費計 14,560

【交通・物流】

主要幹線道路等ネットワークの整備

(単位：百万円)

事業名	事業主体	関係府省庁	完成目標時期	計画期間 事業費	担当部署	備考
市道狐谷線	湖南省	国土交通省	令和7年度	58	都市建設部 土木建設課	道路改築
市道三雲畑線	湖南省	国土交通省	令和9年度	162	都市建設部 土木建設課	道路改築
市道石部駅大亀線	湖南省	国土交通省	令和6年度	116	都市建設部 都市政策課	駅前整備
市道蔵の町線	湖南省	国土交通省	令和11年度	60	都市建設部 土木建設課	道路改築
市道旧東海道線	湖南省	国土交通省	令和11年度	33	都市建設部 土木建設課	道路改築
市道五軒茶屋線	湖南省	国土交通省	令和11年度	125	都市建設部 土木建設課	道路改築
市道宮ヶ谷線	湖南省	国土交通省	令和11年度	140	都市建設部 土木建設課	道路改築

計画期間事業費計 694

【老朽化対策】

(単位：百万円)

事業名	事業主体	関係府省庁	完成目標時期	計画期間 事業費	担当部署	備考
橋梁定期点検・長寿命化 計画策定	湖南省	国土交通省	令和11年度	86	都市建設部 土木建設課	橋梁
新小砂橋 他	湖南省	国土交通省	令和11年度	58	都市建設部 土木建設課	橋梁修繕

計画期間事業費計 144

【修繕および防災対策】

(単位：百万円)

事業名	事業主体	関係府省庁	完成目標時期	計画期間 事業費	担当部署	備考
市道甲西線他	湖南省	国土交通省	令和11年度	179	都市建設部 土木建設課	舗装修繕
舗装点検、修繕計画策定	湖南省	国土交通省	令和11年度	25	都市建設部 土木建設課	
道路付属物点検、修繕計 画策定	湖南省	国土交通省	令和11年度	20	都市建設部 土木建設課	
法面・盛土・擁壁等点 検、修繕計画策定	湖南省	国土交通省	令和11年度	20	都市建設部 土木建設課	
総合地震対策事業	湖南省	国土交通省	令和11年度	1,000	上下水道事務所 上下水道課	

計画期間事業費計 1,244

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震対策)

(単位：百万円)

事業名	事業主体	関係府省庁	完成目標時期	計画期間 事業費	担当部署	備考
耐震改修補助事業	湖南省	国土交通省	毎年	14	都市建設部 住宅課	住宅・建築物安 全ストック形成 事業
建築物耐震改修促進計画 の策定	湖南省	国土交通省	令和6年度	6	都市建設部 住宅課	
地域住宅計画に基づく事 業	湖南省	国土交通省	令和10年度	467	都市建設部 住宅課	
空き家対策総合支援事業	湖南省	国土交通省	毎年	3	都市建設部 住宅課	

計画期間事業費計 490

【国土保全・土地利用】

(浸水対策の推進)

(単位：百万円)

事業名	事業主体	関係府省庁	完成目標時期	計画期間 事業費	担当部署	備考
石部地区(村井川)雨水 対策事業	湖南省	国土交通省	令和11年度	200	上下水道事業所上下 水道課	
石部緑台地区雨水対策事 業	湖南省	国土交通省	令和11年度	500	上下水道事業所上下 水道課	

計画期間事業費計 700

施策項目別起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)該当一覧表

※ **重点施策**

[illegible]